

特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律の一部を改正する法律案 参照条文 目次

○	特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律（平成六年法律第七十八号）（抄）	1
○	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構法（平成十一年法律第七十六号）（抄）	4
○	原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第五十六号）（抄）	5
○	国立研究開発法人理化学研究所法（平成十四年法律第六十号）（抄）	5
○	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構法（平成十六年法律第五十五号）（抄）	5

○ 特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律（平成六年法律第七十八号）（抄）  
（定義）

第二条

2 この法律において「特定先端大型研究施設」とは、先端大型研究施設のうち、次に掲げるものをいう。

- 一 特定放射光施設
- 二 特定高速電子計算機施設
- 三 特定中性子線施設

3 この法律において「特定放射光施設」とは、国立研究開発法人理化学研究所（以下「理化学研究所」という。）により設置される、加速された電子又は陽電子から放射される強い指向性と高い輝度を有する電磁波（以下「放射光」という。）を使用して研究等を行うための施設であつて、文部科学省令で定めるものをいう。

7 この法律において「放射光専用施設」とは、理化学研究所以外の者により設置される施設であつて、特定放射光施設に係る放射光を使用して研究等を行うためのものをいう。

第四条 文部科学大臣は、第二条第二項各号に掲げる特定先端大型研究施設ごとに、その共用の促進に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

（特定先端大型研究施設の設置者の業務）

第五条 理化学研究所は、この法律の目的を達成するため、特定先端大型研究施設の設置者として、次の表の上欄に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる業務を行うものとする。

特定放射光施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 放射光共用施設の建設及び維持管理を行い、並びにこれを研究者等の共用に供すること。</li> <li>二 放射光専用施設を設置してこれを利用した研究等を行う者に対し、当該研究等に必要な放射光の提供その他の便宜を供すること。</li> <li>三 前二号の業務に附帯する業務を行うこと。</li> </ul>
特定高速電子計算機施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 超高速電子計算機を開発し、特定高速電子計算機施設の建設及び維持管理を行い、並びにこれを研究者等の共用に供すること。</li> <li>二 前号の業務に附帯する業務を行うこと。</li> </ul>

2 日本原子力研究開発機構は、この法律の目的を達成するため、特定先端大型研究施設の設置者として、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 中性子線共用施設の建設及び維持管理を行い、並びにこれを研究者等の共用に供すること。
- 二 中性子線専用施設を設置してこれを利用した研究等を行う者に対し、当該研究等に必要な中性子線の提供その他の便宜を供与すること。
- 三 前二号の業務に附帯する業務を行うこと。

（実施計画）

第六条 理化学研究所は、特定先端大型研究施設の設置者として、文部科学省令で定めるところにより、前条第一項の表の上欄に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる業務（第九条第一項の規定により、理化学研究所が行わないものとされた業務を除く。）の実施計画を作成し、毎事業年度、文部科学大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の実施計画は、当該施設に係る基本方針の内容に即して定められなければならない。

3 前二項の規定は、日本原子力研究開発機構について準用する。この場合において、第一項中「前条第一項の表の上欄に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ

同表の下欄に掲げる」とあるのは「前条第二項に規定する」と、「第九条第一項」とあるのは「第九条第三項において準用する同条第一項」と読み替えるものとする。

(国立研究開発法人理化学研究所法及び国立研究開発法人日本原子力研究開発機構法の特例)

第七条 第五条第一項の規定により理化学研究所の業務が行われる場合には、国立研究開発法人理化学研究所法（平成十四年法律第六十号）第二十四条第一号中「この法律」とあるのは、「この法律又は特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律」とする。

2 第五条第二項の規定により日本原子力研究開発機構の業務が行われる場合には、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構法（平成十六年法律第五十五号）第三十三条第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律」と、「主務大臣」とあるのは「主務大臣又は文部科学大臣」とする。

(登録等)

第八条 文部科学大臣は、その登録を受けた者（以下「登録施設利用促進機関」という。）に、第五条の規定により特定先端大型研究施設の設置者として理化学研究所及び日本原子力研究開発機構が行うものとされた業務のうち、次に掲げる業務の全部（文部科学省令で定める特定先端大型研究施設の利用の区分に従い、登録施設利用促進機関が次に掲げるいずれの業務も行う場合は、その部分）を行わせることができる。

一 施設利用研究を行う者の選定及びこれに附帯する業務（以下「利用者選定業務」という。）を行うこと。

二 施設利用研究の実施に関し、情報の提供、相談その他の援助（以下「利用支援業務」という。）を行うこと。

2 前項の登録（以下「登録」という。）は、第二条第二項各号に掲げる特定先端大型研究施設ごとに、利用者選定業務及び利用支援業務（以下「利用促進業務」という。）を行おうとする者の申請により行う。

(登録施設利用促進機関による利用促進業務の実施等)

第九条 理化学研究所は、文部科学大臣が前条第一項の規定により利用促進業務の全部又は一部を登録施設利用促進機関に行わせることとしたときは、当該業務を行わないものとする。

2 登録施設利用促進機関が利用促進業務を行う場合においては、理化学研究所及び当該登録施設利用促進機関は、当該利用促進業務が円滑に実施されるよう、相互に連携を図らなければならない。

3 前二項の規定は、日本原子力研究開発機構について準用する。

(欠格条項)

第十条 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。

一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わりに、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

二 第二十七条の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 法人であつて、その業務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの

(登録基準等)

第十一条 文部科学大臣は、第八条第二項の規定により登録の申請をした者が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、文部科学省令で定める。

一 利用者選定業務の信頼性の確保のために利用者選定業務を行う部門に専任の管理者が置かれていること。

二 次の表の上欄に掲げる特定先端大型研究施設の区分に応じ、それぞれ同表の下欄各号に掲げる者が利用支援業務を担当し、その人数が文部科学省令で定

める数以上であることを。

<p>特定先端大型研究施設の区分</p>	<p>利用支援業務を担当する者</p>
<p>特定放射光施設</p>	<p>一 研究実施相談者（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学（短期大学を除く。以下この表において同じ。）において理学若しくは工学の課程若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した後五年以上放射光を使用した研究等の経験を有する者又はこれと同等以上の知識経験を有する者であつて、特定放射光施設における施設利用研究の実施に関し、研究者等に對する相談の業務を行う者をいう。） 二 安全管理者（放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和三十三年法律第六十七号）に基づく第一種放射線取扱主任者免状を取得した後三年以上放射線に係る安全性の確保に従事した経験を有する者又はこれと同等以上の知識経験を有する者であつて、特定放射光施設における研究者等の安全の確保に関する業務を行う者をいう。）</p>
<p>特定高速電子計算機施設</p>	<p>一 研究実施相談者（学校教育法に基づく大学において情報工学若しくは通信工学の課程若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した後三年以上電子計算機の操作に関する実務の経験を有する者又はこれと同等以上の知識経験を有する者であつて、特定高速電子計算機施設における施設利用研究の実施に関し、研究者等に対する相談の業務を行う者をいう。） 二 ネットワーク管理者（学校教育法に基づく大学において情報工学若しくは通信工学の課程若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した後三年以上情報通信ネットワークシステム（複数の電子計算機を相互に電気通信回線で接続して情報の電磁的方式による流通及び情報処理を行うシステムをいう。以下この表において同じ。）の運営に関する実務の経験を有する者又はこれと同等以上の知識経験を有する者であつて、特定高速電子計算機施設における情報通信ネットワークシステムの運営の業務を行う者をいう。）</p>
<p>特定中性子線施設</p>	<p>一 研究実施相談者（学校教育法に基づく大学において理学若しくは工学の課程若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した後五年以上中性子線を使用した研究等の経験を有する者又はこれと同等以上の知識経験を有する者であつて、特定中性子線施設における施設利用研究の実施に関し、研究者等に対する相談の業務を行う者をいう。） 二 安全管理者（放射性同位元素等の規制に関する法律に基づく第一種放射線取扱主任者免状を取得した後三年以上放射線に係る安全性の確保に関する業務に従事した経験を有する者又はこれと同等以上の知識経験を有する者であつて、特定中性子線施設における研究者等の安全の確保に関する業務を行う者をいう。）</p>

三 債務超過の状態にないこと。

2 登録は、登録施設利用促進機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

- 一 登録年月日及び登録番号
- 二 登録施設利用促進機関の氏名又は名称並びに住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 三 登録施設利用促進機関が利用促進業務を行う特定先端大型研究施設の種別
- 四 登録施設利用促進機関が利用促進業務を行う事務所の名称及び所在地

(準用)

第十三条 第六条第一項及び第二項の規定は、登録施設利用促進機関が利用促進業務を行う場合について準用する。この場合において、同条第一項中「理化学研究所は、特定先端大型研究施設の設置者として」とあるのは「登録施設利用促進機関は」と、「前条第一項の表の上欄に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる業務(第九条第一項の規定により、理化学研究所が行わないものとされた業務を除く。)」とあるのは「その利用促進業務」と読み替えるものとする。

○ 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構法(平成十一年法律第七十六号) (抄)

(機構の目的)

第四条 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構(以下「機構」という。)は、量子科学技術に関する基礎研究及び量子に関する基礎的研究開発並びに放射線の人体への影響、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療並びに放射線の医学的利用に関する研究開発等の業務を総合的に行うことにより、量子科学技術及び放射線に係る医学に関する科学技術の水準の向上を図ることを目的とする。

(業務の範囲)

第十六条 機構は、第四条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 量子科学技術に関する基礎研究及び量子に関する基礎的研究開発を行うこと。
  - 二 放射線の人体への影響、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療並びに放射線の医学的利用に関する研究開発を行うこと。
  - 三 前二号に掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進すること。
  - 四 機構の施設及び設備を科学技術に関する研究開発を行う者の共用に供すること。
  - 五 量子科学技術に関する研究者(放射線の人体への影響、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療並びに放射線の医学的利用に関する研究者を含む。)を養成し、及びその資質の向上を図ること。
  - 六 量子科学技術に関する技術者(放射線による人体の障害の予防、診断及び治療並びに放射線の医学的利用に関する技術者を含む。)を養成し、及びその資質の向上を図ること。
  - 七 第二号に掲げる業務として行うもののほか、関係行政機関又は地方公共団体の長が必要と認めて依頼した場合に、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療を行うこと。
  - 八 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成二十年法律第六十三号)第三十四条の六第一項の規定による出資並びに人的及び技術的援助のうち政令で定めるものを行うこと。
  - 九 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。
- (積立金の処分)
- 第十七条 機構は、通則法第三十五条の四第二項第一号に規定する中長期目標の期間(以下この項において「中長期目標の期間」という。)の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち文部科学大臣の承認を受けた金額を、当該中長期目標の期間の次の中長期目標の期間に係る通則法第三十五条の五第一項の認可を受けた中長期計画(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの)の定めるところにより、当該次の中長期目標の期間における第十六条に規定する業務の財源に充てることができる。

(緊急の必要がある場合の主務大臣の要求)

第十八条 主務大臣は、原子力災害（原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第五十六号）第二条第一号に規定する原子力災害をいう。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、放射線による人体の障害を防止するため緊急の必要があると認めるときは、機構に対し、第十六条に規定する業務のうち必要な業務の実施を求めることができる。

（主務大臣等）

第十九条 機構に係るこの法律及び通則法における主務大臣は、次のとおりとする。

二 第十六条に規定する業務のうち、放射線の人体への影響並びに放射線による人体の障害の予防、診断及び治療に係るものに関する事項については、文部科学大臣及び原子力規制委員会

第二十三条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

二 第十七条第一項の規定により文部科学大臣の承認を受けなければならない場合において、その承認を受けなかったとき。

○ 原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第五十六号）（抄）  
（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 原子力災害 原子力緊急事態により国民の生命、身体又は財産に生ずる被害をいう。

○ 国立研究開発法人理化学研究所法（平成十四年法律第六十号）（抄）  
（業務の範囲）

第十六条 研究所は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

2 研究所は、前項の業務のほか、特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律（平成六年法律第七十八号）第五条第一項に規定する業務を行う。

第二十四条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした研究所の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により文部科学大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。

○ 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構法（平成十六年法律第五十五号）（抄）  
（機構の目的）

第四条 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）は、原子力基本法第二条に規定する基本方針に基づき、原子力に関する基礎的研究及び応用の研究並びに核燃料サイクルを確立するための高速増殖炉及びこれに必要な核燃料物質の開発並びに核燃料物質の再処理に関する技術及び高レベル放射性廃棄物の処分等に関する技術の開発を総合的、計画的かつ効率的に行うとともに、これらの成果の普及等を行い、もって人類社会の福祉及び国民生活の水準向上に資する原子力の研究、開発及び利用の促進に寄与することを目的とする。

（業務の範囲）

第十七条 機構は、第四条の目的を達成するため、次の業務（第一号及び第二号に掲げる業務にあつては、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構法（平成十一年法律第七十六号）第十六条第一号に掲げる業務に属するものを除く。）を行う。

一 原子力に関する基礎的研究を行うこと。

二 原子力に関する応用の研究を行うこと。

- 2 機構は、前項の業務のほか、特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律（平成六年法律第七十八号）第五条第二項に規定する業務を行う。
- 第三十三条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。
- 一 この法律の規定により主務大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。